

2017年11月6日

Contents

**I 中国相談室**

中国ネット安全法(サイバーセキュリティ法)対策

弁護士 唐沢 晃平

**II 中国法令アップデート**

- ・食品薬品違法行為告発奨励弁法
- ・無許可証経営調査取締弁法
- ・会社法の適用に関する司法解釈(四)
- ・工商総局による工商登記前置審査認可事項目録の調整に関する通知
- ・インターネットドメインネーム管理弁法
- ・中華人民共和国不正競争防止法(改正草案二次審議稿)
- ・中華人民共和国標準化法(改正草案二次審議稿)
- ・事業者結合審査弁法(改正草案意見募集稿)
- ・インターネット書込みコメントサービス管理規定
- ・インターネットユーザーパブリックアカウント情報サービス管理規定
- ・インターネットグループ情報サービス管理規定

**III 台湾法令アップデート**

(消費者保護関連の改正)

- ・「インスタントメッセージャーサービスに係る契約約款の要記載事項及び記載不可事項」の改正

**IV 中国万感**

中国のネット流行語をみる

北京オフィス顧問 杜 小叶

## I 中国相談室

弁護士 唐沢 晃平

### 中国ネット安全法(サイバーセキュリティ法)対策

質問:最近、中国ではサイバーセキュリティが強化されているという話をよく耳にします。今年の中ごろにはネット安全法という法律が施行されたと聞きました。中国の大手IT企業が処罰されたというニュースも見ましたが、中国に拠点を有する非IT企業である当社にも関係がある法律でしょうか。法律の内容や規制の現状について詳しく教えて下さい。

回答:

#### I. 中国ネット安全法(サイバーセキュリティ法)の概要

2017年6月1日に「ネット安全法」(以下「本法」。中国語では「网络安全法(网络安全法)」であり、「サイバーセキュリティ法」、「インターネット安全法」等とも翻訳されます。)が施行されました。

本法は、サイバーセキュリティの保障、サイバー空間における中国の主権と国家安全の維持等を目的とするものであり、その規制の内容は非常に広範ですが、直接にサイバーセキュリティを害する行為を禁止すると同時に、主に「ネットワーク運営者」に対してサイバーセキュリティを維持するための対策を講じる義務を定めている(ネットワーク運営者の中でも「重要情報インフラ」の運営者に対してはより厳しい義務を定めている)という点に特色があるといえます。

#### II. ネットワーク運営者の義務

本法において「ネットワーク運営者」とは、「ネットワークの所有者、管理者及びネットワークサービスの提供者」と定義されています。その外延はきわめて曖昧ですが、社内でデータ通信ネットワークを構築しているあらゆる企業はこの定義に該当すると考えられており、中国で事業展開をしているあらゆる企業に適用があるものと考えられます。すなわち、中国に拠点を有する企業であれば、インターネットサービス等と関係のない業種の非IT企業であっても本法に定められた規制が及びうると考える必要があります。

ネットワーク運営者に課されている義務には、主に以下のような内容が含まれています。

ネットワーク運営者の義務の内容	義務違反に対する罰則
(21条) ● 内部セキュリティ管理体制および運用規程の制定、セキュリティ責任者の設置 ● コンピューターウィルス、サイバー攻撃、ハッキング等への技術対策の導入 ● ネットワークの運行状況・サイバーセキュリティ事案を観測・記録する技術対策の導入及び6ヶ月間のログの記録 ● データ分類、重要データのバックアップ及び暗号化等の対策	(59条1項) 是正命令に従わない場合又は重大なサイバーセキュリティ危害等の結果を招いた場合は、1～10万円の制裁金及び直接の責任者個人に対する5千～5万円の制裁金
(25条) ● サイバーセキュリティ事案への対応プランの制定と、サイバーセキュリティ事案	

への適時の対処、政府主管部門への報告	
<p>(24条1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ユーザーに対して、ネットワーク接続、ドメイン登録、固定電話・移動電話等の加入手続、情報発信・インスタントメッセージング等のサービスを提供する場合、ユーザーに真実の身分情報の提供を要求する義務(以下、「実名認証義務」という)</li> </ul>	<p>(61条)</p> <p>是正命令に従わない場合又は情状が重大である場合は、5～50 万円の制裁金及び業務停止、ウェブサイト閉鎖、関連業務にかかる許可証又は営業許可証の取消のほか、直接の責任者個人に対する 1～10 万円の制裁金</p>
<p>(28条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公安機関、国家安全機関の法による国家安全保護及び犯罪捜査の活動のために技術サポート及び協力を提供しなければならない。</li> </ul>	<p>(69条3号)</p> <p>是正命令に従わない場合又は情状が重大である場合は、5～50 万円の制裁金及び直接の責任者個人に対する 1～10 万円の制裁金</p>
<p>(41条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人情報の収集・使用に関して、合法・正当・必要の原則に照らし、収集・使用の規則を公開し、収集・使用の目的・方法・範囲を明示し、被収集者の同意を得なければならない</li> <li>● 提供するサービスに無関係な個人情報の収集禁止等</li> </ul>	<p>(64条1項)</p> <p>是正命令、警告、違法所得の没収、違法所得の1～10倍の制裁金(違法所得がない場合は100万円以下の制裁金)、直接の責任者個人に対する 1～10 万円の制裁金。情状が重大である場合、加えて業務停止、ウェブサイト閉鎖、関連業務にかかる許可証又は営業許可証の取消</p>
<p>(42条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人情報の漏洩・改竄・毀損、無断開示の禁止(但し、特定個人を識別不能かつ復元不能に処理した場合を除く)</li> <li>● 個人情報の安全確保、漏洩・毀損・紛失の防止対策を取り、もし漏洩・毀損・紛失が生じた場合は直ちに救済措置を取り、ユーザーと政府部門に報告しなければならない</li> </ul>	
<p>(44条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人情報を窃取又はその他の方法で獲得し、違法に販売又は提供してはならない</li> </ul>	<p>(64条2項)</p> <p>犯罪を構成しない場合は、違法所得の没収、違法所得の1～10倍の制裁金(違法所得がない場合は100万円以下の制裁金)</p>
<p>(47条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ユーザーが発信する情報の管理を強化し、法律法規により発信又は転送が禁止されている情報を発見した場合は、即座に当該情報の転送を停止し、削除等の処置を行い、拡散を防止しなければならない、関連するログを記録し、主管部門に報告しなければならない</li> </ul>	<p>(68条)</p> <p>是正命令、警告、違法所得の没収。是正命令に従わない場合又は情状が重大である場合は、10～50 万円の制裁金、違法所得の1～10倍の制裁金、業務停止、ウェブサイト閉鎖、関連業務にかかる許可証又は営業許可証の取消及び直接の責任者個人に対する 1～10 万円の制裁金</p>

本法については、本法を根拠としてその規制を具体化する規定が続々と作成されていますが、近時では特に上記の実名認証義務を具体化する新規定の制定が相次ぎ、注目を集めています(具体的には今号の新法令アップデートで紹介している「インターネットコメント書込みコメントサービス管理規定」、「インターネットユーザーパブリックアカウント情報サービス管理規定」及び「インターネットグループ情報サービス管理規定」がある。詳細は新法令アップデートの該当箇所をご参照ください。)

また、28条の技術サポート・協力の提供義務も、当局によって恣意的に運用されれば企業秘密を含む技術情報の提供をも強制されかねないと懸念する声があり、今後の当局の運用に注目が集まっています。

なお、2017年9月25日には、中国SNSの最大手である新浪微博(SINAのWeibo)、騰訊微信(TencentのWeChat)、百度貼吧(BaiduのTieba)が、ユーザーによる暴力・テロ情報、虚偽情報、わいせつ情報等の違法情報の伝播について管理義務を尽くさなかったとして本法違反で処罰されたとの報道がありましたが、これは上記47条の義務違反を問われたものと思われまます。

### Ⅲ. 重要情報インフラの運営者の義務

本法は、31条において、公共通信及び情報サービス、エネルギー、交通、水道、金融、公共サービス、電子政府事務等重要な業界及び領域、その他のいったん破壊、機能喪失あるいはデータ漏洩が生じた場合に国家安全、国家計画・国民生活、公共の利益に嚴重な危害が及ぶ「重要情報インフラ」については、重点的な保護を行うと定め、重要情報インフラの運営者に通常のネットワーク運営者よりも厳しい義務を課しています。

本法31条は、同時に、「重要情報インフラ」の具体的な範囲と安全保護の弁法は国務院が制定すると定めるところ、2017年7月には「重要情報インフラ」の定義に関連する「重要情報インフラ安全保護条例」について意見募集が行われたものの、2017年10月末現在では制定に至っておらず、重要情報インフラの外延は不明確なままです。本法の適用範囲の関係では非常に重要な概念であり、早急な明確化が待たれています。

通常のネットワーク運営者の義務に加えて重要情報インフラの運営者に追加的に課される義務には、主に以下のような内容が含まれています。

重要情報インフラの運営者の義務の内容	義務違反に対する罰則
(34条) 上記21条の義務に加えて、 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全管理機関と安全管理責任者の設置と、責任者と重要な職位にある人員に対する安全バックグラウンド審査</li> <li>● 定期的な従業員に対するサイバーセキュリティ教育、技術トレーニング、技術査定</li> <li>● 重要システムとデータサーバーに対する災害復旧バックアップ</li> <li>● サイバーセキュリティ事案への対応プランの制定と定期的な実演訓練</li> </ul>	(59条2項) 是正命令に従わない場合又は重大なサイバーセキュリティ危害等の結果を招いた場合は、10～100万円の制裁金及び直接の責任者個人に対する1～10万円の制裁金
(36条) <ul style="list-style-type: none"> <li>● ネットワーク製品及びサービスを購買する際に、提供者と安全秘密保持契約を締結しなければならない</li> </ul>	
(38条) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 少なくとも年に1度、自主的に又はサイバーセキュリティサービス機関に委託して、ネットワークの安全性及び潜在的リスクについての検測評価を行い、検測評価の状況と改善対策について関連部門へ報告しなければならない</li> </ul>	
(37条) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中国国内での運営において収集し作成した個人情報と重要データの国内保</li> </ul>	(66条) 是正命令、警告、違法所得の没収、5～50

<p>存</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人情報と重要データを国外に持ち出す場合は、政府による安全評価を受けなければならない</li> </ul>	<p>万円の制裁金及び業務停止、ウェブサイト閉鎖、関連業務にかかる許可証又は営業許可証の取消のほか、直接の責任者個人に対する1～10万円の制裁金</p>
---	--

#### IV. 個人情報・重要データの国外持ち出し規制

中国で事業展開する外資系企業にとって特に理解が必要と思われるのは、本法 37 条の定める個人情報・重要データの国外持ち出し規制(以下「本規制」)です。

概要は上記Ⅲの表中に記載したとおりですが、本法 37 条の全文は以下の通りです。

重要情報インフラの運営者は中華人民共和国内での運営において収集し作成した個人情報と重要データを国内で保存しなければならない。業務上の必要により、確かに国外に提供しなければならない場合は、国家網信部門が国务院の関連部門と共に制定した弁法に従い安全評価を行わなければならない。法律、行政法規に別段の規定がある場合は、その規定に従う。

本規制に関しては、前述の「重要情報インフラ」の定義に関連する「重要情報インフラ安全保護条例」に関する意見募集のほか、2017年4月には「重要データ」の定義や「安全評価」の詳細を定める「個人情報及び重要データ国外持ち出し安全評価弁法」(以下「本弁法」)に関する意見募集が行われました。しかし、2017年10月末日現在においてはいずれも制定に至っておらず、また、本規制に違反したことを理由とする処罰例も見当たりません。

つまり、本規制については法律のみが先行し、実際の規制が追いついていない状況にあるため、現時点(2017年10月末の時点)では、本条に違反したことを理由に直ちに処罰がなされる可能性は高いとはいえません。

しかし、本弁法の意見募集稿において、本規制の対象が「重要情報インフラの運営者」から「ネットワーク運営者」に拡大されている点には注意が必要です。すなわち、今後制定される各細則の内容次第では、重要情報インフラの運営者に該当しない者にも本規制が適用されることとなる可能性があり、中国において事業展開する企業であれば、内資・外資を問わず対策が必要となりえます。

本規制に対応するために必要となる具体的な対策の内容は、今後制定される安全評価の内容次第ではありませんが、まずは、中国国内に重要データや個人情報を保存するためのサーバーを確保することが必要になると考えられます。この点、例えば、米国 Apple 社は本法の施行後ほどなくして、中国貴州省にデータセンターを新設するとの方針を発表し、本規制に従う姿勢を示しています。

なお、本規制については国際的な批判も非常に強い状況にあります。例えば、2017年9月26日には、米国がWTOに対して本規制に関連して本法の完全な実施の中止に向けた議論を求める書簡を提出したとの報道もありました。また、かかる状況を反映してか、本弁法の草案の第二稿(未公表)には、2018年末までは「安全評価」の実施を延期するとの条項が含まれているとの情報もあります<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 例えば、下記の立法担当者の一員である弁護士に対するインタビュー記事において、関連する記載が見られます。  
[http://www.sohu.com/a/167495243\\_825373](http://www.sohu.com/a/167495243_825373)

本規制がどのような内容で、いつから本格的に実行されるかはなお不透明ではありますが、中国で企業活動を営むあらゆる企業に直接影響する規制であるため、今後の動向を注意深く追いつける必要があるといえます。

## Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 中川 裕茂	中国弁護士 李 芸
弁護士 若林 耕	上海オフィス顧問 繆 媛媛
弁護士 横井 傑	上海オフィス顧問 鄧 翌雲
弁護士 唐沢 晃平	北京オフィス顧問 杜 小叶

### 最新中国法令の解説

#### <薬事関係>

##### 食品薬品違法行為告発奨励弁法

[ポイント] 2013年1月に施行され本法公布日付で失効した同名法に代わる法律として今回新たに公布された。本法は、匿名性を担保する法整備を整え、また奨励金を交付することで積極的に同業界における内部告発を奨励するものである。本法の適用範囲は食品(添加物を含む)から薬品、化粧品、医療機器等の広範な領域にわたる。前法からの大きな修正点としては、告発の内容と違法行為の一致の程度に応じて規定されている奨励額が最高額 30 万元から 50 万元に変更され、更に告発の実効性を高めている点にある。

2017年8月9日公布、同日施行

[原文] [食品药品违法行为举报奖励办法](#)

#### <無許可経営の取締り>

##### 無許可証経営調査取締弁法

[ポイント] 営業許可証やその他個別の許可証を取得せずに行われる事業活動の取締に関する法令であり、現行の「無許可経営調査処罰取締弁法」(中国語: 无照经营查处取缔办法)に替わるものとして制定された。本弁法の下では①営業許可証を取得せずに行われる事業活動(例えば法人や分公司を設立せず事業を行う場合。中国語: 无照经营)と②個別の許可証を取得せずに行われる事業活動(中国語: 无证经营)という2つの概念が設定されている(現行法では区別されていない。)。①については違法所得の没収及び1万人民元以下の制裁金が定められているほか、かかる違法経営に該当することを知りながら経営場所、物流、保管、倉庫等を提供した者についても違法所得の没収及び 5000 人民元以下の制裁金が定められている。②については、2016年2月に発表された本弁法の意見募集稿では、違法経営額の5-10倍(人体の健康、公共安全、環境に関わる許可証の場合)又は1-5倍(それ以外の許可証の場合)の制裁金と極めて厳しい処罰を定めることが予定されていたが、今回施行された本弁法では「関連する法律放棄の規定に従い処罰する」と定めるのみに留められている。

2017年8月23日公布、2017年10月1日施行

[原文] [无证无照经营查处办法](#)

#### <会社法>

##### 会社法の適用に関する司法解釈(四)

[ポイント] 本司法解釈は、会社法についての4つ目の司法解釈であり、①会社における決議の効力、②株主による会社定款等の閲覧・複製請求権、③利益配当請求、④第三者への持分譲渡時の優先買取権、⑤株主代表訴訟の5項目につき、解釈を示すものである。

いずれも重要な項目ばかりだが、外商投資企業の観点からは、例えば、(a) 決議不存在の確認の訴えが明文化されたこと、(b) 会社と競合関係にある出資者による定款等の閲覧等請求が「不正な目的」に該当して拒絶され

得ること、(c) 優先買取権の細則等は注目に値すると思われる。

(a) 中外合弁企業等において董事会等の開催や手続要件の充足がおざなりになっている会社も散見されるが、決議不存在的確認請求が確立されたことで、このような会社において過去の決定事項が覆されるリスクが増したと言える。合弁相手方と紛争になり、不測の請求を受けないように董事会等の運営をいま一度チェックしておくのが望ましい。

(b) 定款等の閲覧等請求権は、特にマイノリティー出資者にとって会社コントロールの重要な基礎となるが、出資者の業務が会社と競合する場合、閲覧等請求が会社から拒否されるリスクが出てきた。この点は定款において異なる定めが出来るので、定款のドラフティングにおいて留意する必要がある。

(c) 優先買取権の細則は、外商投資企業にも一部適用あるものと思われる。会社からのEXITに影響を与える分野であるので、合弁契約・定款のドラフティングの際には各条項を念頭において進める必要がある。

2017年8月25日公布、同年9月1日施行(法釈[2017]16号)

[原文] [最高人民法院关于适用《中华人民共和国公司法》若干问题的规定（四）](#)

## <会社登記>

### 工商総局による工商登記前置審査認可事項目録の調整に関する通知

[ポイント] 近年、中国では、行政手続の簡素化・透明化を図るため、法律、行政法規又は国务院の決定に定めのある場合を除き、特定の業種への参入のための経営許可の取得手続と切り離して、経営許可取得手続の前に会社の設立登記手続を行い、営業許可書を取得することができるという「証照分離」(経営許可と営業許可証の切り離し)の改革を推進している。このため、会社登記機関である工商局は、会社の設立登記の前に経営許可の取得が必要である業種をリスト化して、「工商登記前置審査認可事項目録」を制定し。同様に、会社の変更・抹消登記の前に、関連政府機関から許認可を得る必要のある業種については、「企業変更登記、抹消登記前置審査認可事項指導目録」を制定した。また、経営許可・許認可に関連する法律等が改正される都度、目録の見直しを行っている。目録に照らして会社登記手続と経営許可・許認可取得手続はどちらを先に行うべきか判断することができるので、中国における会社の設立・変更・抹消手続を行う際、目録を確認することが重要である。本通知は、新しい「民営教育促進法」(「民営教育促進法」)の施行(2017年9月1日)に伴い目録の見直しを行ったものである。民営教育促進法によれば、民営学校は従来の運営形態の非営利的な民営学校と新たな運営形態の営利的な民営学校に分類され、営利的な民営学校の設立・変更・抹消に係る登記手続、会社と同様に工商局の管轄になるが、工商局での登記手続に先立って、経営許可・許認可を取得する必要がある。本通知は、民営教育促進法に基づいて、この旨を目録に追加した。

2017年8月30日公布、2017年8月30日施行

[原文] [工商总局关于调整工商登记前置审批事项目录的通知](#)

## <ドメインネーム>

### インターネットドメインネーム管理弁法

[ポイント] 本弁法は、2004年に施行された「中国インターネットドメインネーム管理弁法」(「旧弁法」)を13年ぶりに改正したものである。本弁法によれば、ドメインネーム解析サービス(DNS)が本弁法の適用対象に追加されており、ドメインネームのレジスタ(登録サービス機関)の設立に関する認可は、従来の中央政府機関である工業・情報化部から、省・自治区・直轄市の通信管理局に委譲されることになる。また、本弁法は、従来のドメインネームの実名登録の運用を一段と厳格化しており、実名を提供しない場合、ドメインネームのレジスタはドメインネームの登録を行ってはならないと明確に規定している。

2017年8月24日公布、2017年11月1日施行

[原文] [互联网域名管理办法](#)

## <不正競争防止法>

### 中華人民共和国不正競争防止法(改正草案二次審議稿)

[ポイント] 本稿は、改正草案に関し本年2月から3月にかけて行われた意見募集の結果を反映する形で作成された修正草案稿である。改正点は大きく以下の通りである。

- ①商業賄賂の範囲が拡大されている点は本年2月の意見募集稿と同じであるが、その範囲が不明確であるとの意見をうけ、本法の商業賄賂の相手方となる対象を具体的に列挙し、その範囲の明確化が図られている。
- ②商業秘密の侵害について、本年2月の意見募集稿では、商業秘密の権利者の従業員、前従業員、国家機関の職員、弁護士、会計士等の専門職が商業秘密を侵害する行為も同法の対象とするとされていたが、これらによる商業秘密違反については、本法以外で既に救済可能であるとし、本法の適用から外された。
- ③インターネット上で事業活動を行う事業者にも適用されることが明記され、ネット業者特有の犯罪形態に対応した禁止行為が列挙されている。本年2月の意見募集稿との比較においては、事業者が同法の他のルールも遵守すべきであることを明記した点や科学技術の進歩により想定される新しい犯行形態もカバーするために概括的な規定が置かれている。

本稿においては、監督検査部門の調査を妨害した場合には、個人及び会社に対し、罰金及び公安による治安管理処罰の可能性があるとされ、検査部門の調査権の強化が図られている。一方で、違法行為が軽微であると判断された場合又は即時に修正した場合には、行政処罰を処さない場合もあることが明記され、企業として同法違反について早急に対応することがより一層重要になったといえる。

また、調査の結果、同法に違反する不正競争行為が疑われる場合、監督検査部門は関係法令に従い調査結果を適時公開するべきとされ、行政処罰を受けた場合は、監督検査部門により信用記録を記録され、関係する法律により公示されることとされている。本稿に従って同法が成立した場合には、同法違反の行為により調査を受けること及び同法違反とされることによる会社側のレピュテーションへの影響は大きいものとする。

(意見募集期間:2017年9月5日～9月24日)

[原文] 中華人民共和国反不正当竞争法(修订草案二次审议稿)

## <標準化法>

### 中華人民共和国標準化法(改正草案二次審議稿)

[ポイント] 現行の標準化法は、1989年から実施されておりますが、標準体系等が実務に合致していない等の問題が頻発している状況にある。また、現行の標準体系は、国家標準、業界標準、地方標準および企業標準に区分されているが、相互に矛盾していることも多くみられる。本法は第二次審議稿の段階ではあるが、今回の改正により「強制標準」を絞り込み、その適用範囲を限定化することが目指されている。また、強制標準については公に公開されることが予定されている。

2017年9月4日～24日意見募集期間

[原文] 中華人民共和国标准化法(修订草案二次审议稿)

## <企業結合届出>

### 事業者結合審査弁法(改正草案意見募集稿)

[ポイント]

企業結合届出に関する細則には、主として「事業者結合届出弁法」及び「事業者結合審査弁法」(いずれも2009年11月21日公布、2010年1月1日施行)とがあり、現在商務部(企業結合届出管轄当局)において改正作業が行われている。本草案は後者、すなわち審査に関するものであるが、内容は、届出基準たる売上高の計算方法、届出の具体的方法、審査の具体的方法等、届出実務上の重要事項を広くカバーしている。基本

的にはこれまでの法令や実務慣行を確認したものであるが、例えば、①(届出には締結済みの最終合意を提出することが必要であるところ)TOBによる買収の場合には公告された買付報告書を結合合意とみなすという点、②競争法上問題がありそうな事案について届出当事者が商務部に制限的条件についての提案を行うことができるとしている点等は注目に値する。今後、事業者結合「届出」弁法についても同様に正式に意見募集稿が公表され、正式な法令は同時に公布/施行されるものと予想される。

(意見募集期間:2017年9月8日~10月9日)

[原文] 经营者集中审查办法(修订草案征求意见稿)

### <ネット安全(サイバーセキュリティ)>

#### ① インターネット書き込みコメントサービス管理規定

#### ② インターネットユーザーパブリックアカウント情報サービス管理規定

#### ③ インターネットグループ情報サービス管理規定

[ポイント] 上記①~③はいずれもネット安全法(サイバーセキュリティ法とも翻訳される)に基づく新規定である。

①「インターネット書き込みコメントサービス管理規定」はインターネット上の書き込みコメントサービス(ウェブサイト、アプリ、SNS その他のニュース・世論属性と社会動員機能を有する伝播プラットフォームにおいて、書き込み、返信、コメント、「弹幕」(動画上に表示されるコメント)等の方法で、ユーザーが文字、符号、表情、図画、動画等の情報を発表するサービス)の提供者に対して、②「インターネットユーザーパブリックアカウント情報サービス管理規定」は、インターネット上のパブリックアカウント情報サービス(WeChat等のSNSアプリで集客等に使われる公式アカウントに関するサービス。個人名のアカウントと別に設置することができる。中国では他のユーザーへの波及力が非常に強い手段である。)の提供者に対して、③「インターネットグループ情報サービス管理規定」は、インターネット上のグループチャットサービスの提供者に対して、それぞれ、実名認証がなされていないユーザーへのサービス提供の禁止や、ユーザーによる違法情報発信の管理、ユーザーの信用評価によるランク分けとブラックリスト管理等に関する義務等が定めている。

いずれも、ネット安全法によりネットワークサービス運営者に課せられているユーザーの実名認証義務を具体化するものであると同時に、2017年6月1日から施行されている「インターネットニュース情報サービス管理規定」等による情報発信規制の潜脱を防止する目的があるものと思われる、中国のインターネット上における言論統制をさらに強化する姿勢の顕れと評価できる。

なお、②の規定はパブリックアカウントのユーザーに対してかかるアカウントにおける書き込み、返信、コメントなどのやり取りをリアルタイムで管理すべき義務を課しており、また、③の規定はグループチャットの作成者・管理者に対してチャット内容の管理責任が課されている。すなわち、サービス提供者のみならず、そのユーザーも、パブリックアカウントに対する他のユーザーからの情報発信や、グループチャットに参加しているその他のユーザーの情報発信についてまで責任を負う可能性がある。一般のインターネットユーザーにおいても、今後は、WeChat等のSNSアプリの利用において、これらの新規制に留意し、十分な注意を払う必要がある。

①2017年8月25日公布、2017年10月1日施行

②2017年9月7日公布、2017年10月8日施行

③2017年9月7日公布、2017年10月8日施行

[原文]

#### ① 互联网跟帖评论服务管理规定

#### ② 互联网用户公众账号信息服务管理规定

#### ③ 互联网群组信息服务管理规定

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

### Ⅲ 台湾法令アップデート

弁護士 若林 耕  
台湾弁護士 吳 曉青

---

#### 最新台湾法令の解説

##### <消費者保護規制>

##### 「インスタントメッセージサービスに係る契約約款の要記載事項及び記載不可事項」の改正

〔ポイント〕台湾經濟部からの本ガイドライン(改正版)は、台湾において Line 等のインスタントメッセージサービス(「IM サービス」)に関する消費紛争が多発していることから IM サービスに関する消費者の権利の保護強化等を目的としている。IM サービスにおいて、本ガイドラインに反するような契約約款を定めることは、消費者保護法違反とみなされる。今回の改正は、近年多発する有料コンテンツの利用、アカウントの乗っ取り、利用停止などに関する問題への対処も含んでいる。さらに、IM サービスを提供する業者には、業者基本情報、契約及びサービスの重要な内容、消費紛争対策等の情報を開示することを義務づけるとともに、有料コンテンツ(スタンプ等の購入・利用等)の提供については履行保証を課している。一方、クーリングオフ期間の放棄、個人情報利用に関する特定の権利(個人情報の閲覧または修正、利用停止、削除等)の放棄、一方的な契約変更、契約解除権の制限等は、

契約約款の記載不可事項とされている。

(2017年9月25日に公布、2018年5月1日に施行)

〔原文〕[即時通訊軟體服務定型化契約應記載事項及不得記載事項](#)



## 中国万感



### 中国のネット流行語をみる

北京オフィス顧問 杜 小叶

近年の調査によれば、世界中で中国語を勉強している人の数は既に1億人を超えているようだ。このように中国語は現在とても人気のある言語なのだが、ネットの中でも中国語を操るユーザーたちが毎日のように新しいネット用語を生み出している。その中には、普段の生活でも頻繁に使うワードとして定着するようになった造語もたくさんある。

つい最近、中国のメディアでネット流行語ランキングが発表された。筆者は、友人とのおしゃべりの際によく使うネット用語を以下にいくつかピックアップしてみた。読者の皆さんも、中国のネット用語がどれほど分かるか一緒に見てみよう。

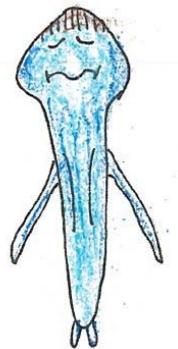
- 「小目標」(小さな目標)

この言葉は、中国一の富豪である不動産大手・万達集団の王健林董事長がインタビューをされた際に、「まず、達成可能な小さな目標を設定するのがいい。例えば、1億元(約16億円)を稼ぐことだ。」と言ったことがきっかけで話題になった。しかし、彼の言葉は実際には、一般人にとって達成不可能な「大きな目標」である。このため「小目標」は、一生かかっても達成できない目標だとするネットユーザーたちのダジャレと自嘲の気持ちを含んだ意味へと変わった。



- 「藍瘦香菇」(つらくて泣きたい)

この言葉は、失恋で泣きたいほど落ち込んだ男性がネット動画で自分の傷ついた気持ちを表現しようとした際に発したものである。彼は「つらくて泣きたい」と標準語「難受想哭(nan shou xiang ku)」で言おうとしたのだが、彼の訛りがあまりにも強くて、ネットユーザーには「藍瘦香菇(lan shou xiang gu)」(痩せ細った青キノコ)と聞こえてしまった。このミスマッチが大いにウケてネット流行語となった。



- 「吃瓜群众」(野次馬)

この言葉は、瓜子(ヒマワリやスイカの種;中国人はお菓子感覚でよく食べる)を食べながら、人の話を聞いたり、雑談にふけたりすることが多い中国人を指す。このため、ネット上で誰かがトピックを立てた際に、実際にはトピックに関心がないものの、「野次馬見物をする」ネットユーザーたちを「吃瓜群众(chi gua qun zhong)」と呼ぶようになった。

- 「老司机」(ある分野のプロ)

この言葉は、もともと雲南民謡に出てくる「老司机带带我(lao si ji dai dai wo)」(老いた運転手さん、私を連れて行って)という言葉から来ている。「老いた運転手さん」=「熟練ドライバー」であるので、これが転じて、現在では「老司机」=「ある分野のプロ」という意味で用いられるようになった。



上記の言葉以外にも、「高富帥(gao fu shuai)」(背が高い金持ちのイケメン)、「白富美(bai fu mei)」(肌が白い金持ちの美人)といったベストなお見合い相手を指す言葉や、「套路(tao lu)」(本来は中国武術における鍛錬方法のひとつを指す言葉)という「人を陥れる計略」を意味する言葉もよく使われている。これらの流行語は、中国語の勉強が辛いと思う者にとって、とても興味深いものであり、また日常生活でも使うことができるので、辛い勉強における気晴らしとなること間違いないだろう。

以上

## TOPICS

◆朝日新聞オンライン「法と経済のジャーナル Asahi Judiciary」において、当事務所の弁護士による連載「アンダーソン・毛利・友常法律事務所 企業法務の窓辺」が掲載されています。同連載は、法律家の目から見た身近雑記的なエッセイ(コラム)になっています。

この連載の第 159 回として、当事務所のパートナー、若林耕弁護士が執筆した記事が掲載されました。

「中国「芸術産業」国家戦略を現代アート好き弁護士が見る」  
(2017 年 10 月 9 日)

詳細は下記リンクからご覧いただけます。

<http://judiciary.asahi.com/corporatelaw/2017100600001.html>

◆当事務所のパートナー、若林耕弁護士の論文が下記ウェブサイトに掲載されました。

「中国の子会社では、コンプライアンス上どのような点に留意すべきか」  
Business Lawyers(弁護士ドットコム株式会社) (2017 年 10 月 13 日)

詳細は下記リンクからご覧いただけます。

<https://business.bengo4.com/category10/practice660>

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。  
弁護士 森脇 章([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))  
弁護士 中川 裕茂([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))  
弁護士 若林 耕([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[china-newsletter@amt-law2.com](mailto:china-newsletter@amt-law2.com)までご連絡下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins7.html>にてご覧いただけます。